

た。

3 鉄道構造物の耐震性の強化

鉄道施設耐震構造検討委員会が取りまとめた耐震設計基準（平成10年）に基づき、新設構造物の設計を行うよう、鉄軌道事業者を指導している。

4 国の補助等

鉄道事業者の行う安全防災対策、輸送力増強工事等について、日本政策投資銀行に融資の推薦を行った。

また、JR各社に対して、経営状況に応じ、雪崩、土砂崩壊等の防止施設等防災事業に要する費用の一部について補助（平成13年度予算額：鉄道防災事業費補助金2億6,300万円）を行うとともに、踏切保安設備整備のための工事に要する費用の一部について補助（13年度予算額：踏切保安設備整備費補助金1億5,465万円）を行った。

民鉄に対しては、経営基盤の弱い鉄道事業者については、その工事に要する費用の一部について補助（13年度予算額：近代化設備整備費補助金24億7,396万円、踏切保安設備整備費補助金9,555万円）を行った。

第2節 鉄軌道の安全な運行の確保

1 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上

動力車操縦者の資質を向上させ、輸送の安全の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を実施している。

鉄軌道事業者は、乗務員等に必要な知識及び技能を習得させるため、教育機関において教育訓練を実施するとともに、現場において事故防止の徹底を図るためビジュアル教材の活用等教育内容の充実を図り、講習会・研究会を実施している。また、乗務員等の適性の確保を図るため、定期的に

適性検査を実施している。

2 列車の運行及び乗務員等の管理の改善

運行管理体制については、運転指令と乗務員間の無線設備及び列車集中制御装置（CTC）の導入等を促進し、迅速かつ的確な運転指令体制づくりに努めるよう鉄軌道事業者を指導している。

乗務員等の管理については、乗務員等の安全意識を高めるとともに、乗務員等がその職務を十分に果たし、安全運転を確保することができるよう、就業時における心身状態の把握を確実に行い、安全管理に努めるよう鉄軌道事業者を指導している。

3 鉄軌道交通の安全に関する知識の普及

鉄軌道事業者は、学校、沿線住民、道路運送事業者等に対し、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等による踏切事故防止キャンペーンを実施することにより、踏切道の安全通行や鉄軌道事故防止に関する知識の普及及び意識の高揚を図っている。

4 鉄軌道事業者に対する保安監査等の実施

鉄軌道の安全運転を確保するため、鉄軌道事業者の施設、車両、安全管理体制等についての保安監査を効果的かつ機動的に実施し、また、必要に応じ運転事故についての現地調査を実施している。

保安監査については、より効果的かつ機動的に実施するため、制度の見直しを検討しており、保安監査の基本的な考え方を平成11年に「実施方針及び重点項目」として策定し、今後本格的実施に向けて関係規程等を整備するため、各種の試行を行っている。

また、平成12年3月の営団日比谷線中目黒駅構内列車脱線衝突事故に関する調査報告書において、静止輪重の管理や脱線防止ガードの設置など

5項目の再発防止対策が提言され、これを受けて全国の鉄軌道事業者が、これら5項目を適切に組み合わせた実施計画を定めており、この実施計画が確実に実施されるよう強力に指導した。

さらに、プラットホームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いプラットホームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備、プラットホーム下の待避スペースの確保など適切な安全対策を講ずるよう全国の鉄軌道事業者に対し指導を行った。

非常停止ボタン



プラットホーム下の退避スペース



5 気象情報等の充実

鉄軌道交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減

に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1編第1部第2章第3節7(3)で述べた施策を講じた。

第3節 鉄軌道車両の安全性の確保

1 鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善

(1) 車両の構造・装置等の改善

近年、鉄道における車両の構造・装置は大きく変化し、各分野における科学技術の発達を反映するとともに、高齢者、身体障害者等に配慮した設計となっている。

最近導入されている車両は、機械的可動部分を削減した装置を採用することにより電子化・無接点化が進み、信頼性と保安度の向上が図られている。また、車両の連結部には、プラットホーム上の旅客の転落を防止する安全対策を施した車両の導入を推進している。

(2) 鉄軌道車両等に関する日本工業規格の整備

鉄軌道車両の品質の改善、生産の合理化等を図ることにより、安全性の向上に寄与することを目的として日本工業規格を整備している。

なお、平成12年度末における鉄道部門の日本工業規格総数は182件となっている。

2 鉄軌道車両の検査の充実

鉄軌道の車両の検査については、鉄軌道事業者に対し、新技術を取り入れた検査機器を導入することによる検査精度の向上、鉄軌道車両への新技術の導入に対応した検修担当者に対する教育訓練の充実及び鉄軌道車両の故障データ等の科学的分析結果の保守管理への反映が図られるよう指導した。